

入 札 情 報



公表日 令和8年5月25日

次により、公募型指名競争入札（期間入札）を行いますので、地方自治法、地方自治法施行令、高松市契約規則、高松市契約事務処理要綱、[高松市公募型指名競争入札試行要領](#)及び[高松市期間入札試行要領と期間入札（試行）に関する留意事項](#)、[入札参加者の心得](#)、契約条項その他指示事項を遵守の上、参加希望者は申請してください。

なお、申請された内容は、指名業者選定に当たっての参考資料であり、申請の受領が直ちに指名につながるものではありません。

公募型指名競争入札の解説等	
・	入札に参加を希望する者の受注意欲を確認した上で指名する入札方法で、発注案件ごとに希望を募り、入札参加申請書を提出した者のうちから、その案件で設定された履行実績その他の入札参加条件を満たす者を指名し、入札を行う方法です。
・	参加希望者が案件で指名を受けるためには、その前段階として、下記により、公募型指名競争入札参加申請書を令和8年6月5日（金）までに生活福祉第一課に提出する必要があります。御注意ください。
・	表中下線を付しているものは、対象文書をダウンロードすることができます。

1	入札に付する業務	最高裁判決を踏まえた生活保護費の追加支給に伴う事務等委託
2	業務の履行場所	仕様書に記載
3	履行期間	契約締結日から令和9年3月31日
4	最低制限価格	設定しない。
5	予定価格	非公表
6	入札保証金	免除
7	履行保証	契約保証金 要
8	支払条件	完了払（適法な請求があった日から30日以内）
9	入札参加条件	<p>(1) 公募型指名競争入札参加申請日現在、高松市の令和8年～10年の物品・委託・役務の提供等競争入札参加資格者名簿の業種名「警備・受付」の営業種目「受付」又は業種名「情報・通信」の営業種目「データ処理」に登載されていること。</p> <p>(2) 高松市公募型指名競争入札試行要領第4条第1項第1号及び第5号から第7号までに掲げる要件を満たすこと。</p> <p>(3) プライバシーマークを取得していること。</p> <p>(4) 高松市指名停止等措置要綱（平成24年高松市告示第403号）に基づく指名停止期間中でないこと。</p> <p>(5) 指名を受けた者が入札までに入札参加条件を満たさなくなったときは、入札に参加できない。</p>
10	仕様書	<p>入札参加条件(1)～(4)を満たす事業者（(1)は仕様書提供申請日現在と読み替える。）からの申請に対し、ダウンロードに必要な情報を送付するので、下記Webフォームより申請すること。</p> <p><a href="https://logoform.jp/f/LfkGB">https://logoform.jp/f/LfkGB</a></p> 

11 入札参加申請	<p>本入札への参加を希望する者は、下記Webフォームより申請すること。  <a href="https://logoform.jp/f/JYoX3">https://logoform.jp/f/JYoX3</a></p> 	
12 入札参加申請書提出期間	令和8年6月1日（月）9時から同月5日（金）17時まで。	
13 指名（非指名）通知	<p>(1) 通知は、令和8年6月8日（月）17時までに、担当者のメールアドレスに宛てて行う。  (2) 指名した者には入札通知書を、指名しなかった者には指名しなかった理由を送信する。</p>	
14 現場説明	実施しない。	
15 質問及び回答	<p>(1) 指名通知を受けた者が、本業務の内容に質問がある場合は、下記Webフォームより質問を行うこと。  <a href="https://logoform.jp/f/lMgqK">https://logoform.jp/f/lMgqK</a></p>  <p>(2) 質問受付期間は令和8年6月9日（火）9時から同月12日（金）正午まで。  ※ 電話及び口頭での質問は受け付けない。  ※ 指名通知を受けた者以外からの質問は受け付けない。  ※ 上記期間外の質問には回答しない。  ※ 受け付けた質問に対する回答は、問合せ事業者名を伏せて、令和8年6月16日（火）17時までにホームページにて公表する予定である。仕様書同様、これを熟知の上、入札すること。  ※ 回答が遅れる場合は、その旨ホームページで通知する。  (3) 質問に、どの書類のどの部分に対する質問であるかを明記すること。  (4) 次の書類間に相違がある場合の優先順位は、次の①から③までの順番とし、これにより難しい場合は、委託者と受託者が協議して定めるものとする。  ① 契約書 ② 質問に対する回答 ③ 仕様書</p>	
16 入札書の提出	提出期間	令和8年6月23日（火）から同月25日（木）まで。 持参の場合は、いずれの日も9時から17時まで。郵送の場合は、提出期間最終日の17時までに必着させなければならない。
	提出先	〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号 高松市本庁舎2階 生活福祉第一課
	辞退	指名通知を受けた者であっても、入札に参加しないことができる。入札書提出後の辞退は、「高松市期間入札試行要領」による。
17 開札	日時	令和8年6月26日（金）10時
	場所	高松市本庁舎3階 33会議室

	立 会 い	開札の立会いは、「高松市期間入札試行要領」による。
18 再 度 入 札	実 施 の 有 無	有。 実施の際は、令和8年6月26日（金）17時までに担当者のメールアドレスに宛てて通知する。 ただし、初回の入札において、無効の入札をした者は、再度入札に参加する権利を持たないため通知しない。
	提出期間	令和8年6月29日（月）から7月1日（水）まで。 持参の場合は、いずれの日も9時から17時まで。郵送の場合は、提出期間最終日の17時までに必着させなければならない。
	提 出 先	「16 入札書の提出」と同じ。
	開札日時	令和8年7月2日（木）9時半
	開札場所	高松市本庁舎3階 33会議室
19 試 行 要 領 等		<a href="#">高松市公募型指名競争入札試行要領（建設工事及び測量・建設コンサルタント業務等以外）</a> <a href="#">高松市期間入札試行要領</a> <a href="#">期間入札（試行）に関する留意事項</a>
20 契 約 条 項		契約書
21 委任状・入札書等		<a href="#">入札書 委任状</a> ：委任しない場合は提出不要。 <a href="#">入札書封筒の表（おもて）に貼り付ける様式及び郵送用外封筒宛名様式</a> <a href="#">委任状及び入札書の記載例</a>
22 問 合 せ 先		〒760-8571 香川県高松市番町一丁目8番15号 高松市健康福祉局生活福祉第一課（高松市本庁舎2階） 担当 藤田・古沢 電話 087-839-2343 F A X 087-839-2336

#### 【注意事項】

- (1) 落札者が契約までに入札参加条件を満たさなくなった場合は、契約を締結しない。この場合には、市は、一切の損害賠償の責めを負わない。
- (2) 入札の無効等については、地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4及び第167条の11第1項、高松市契約規則第17条第1項において準用する同規則第5条及び第12条の4並びに[入札参加者の心得](#)による。
- (3) 「期間入札」とは、指定期間内に郵送又は持参により入札書を提出して行う入札をいう。高松市期間入札試行要領、期間入札（試行）に関する留意事項等を熟読の上、参加すること。特に、同留意事項は、「別記（入札書を提出する際のチェックポイント）」をはじめ、重要事項を記載している。
- (4) 開札は、入札期間の末日の翌日（市の執務日）に行う。
- (5) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- (6) 令和4年1月1日から、本市における行政手続等に係る押印等の見直しに伴い、入札書の押印の義務付けを廃止したことから、押印に代えて責任者等の氏名及び連絡先の記載を可とする。押印のない見積書を提出する場合は、見積書の記載欄に、責任者（事務を担当する部門の長）の氏名及び担当者（事務を担当する部門の者）の氏名をフルネームで記載し、更に連絡先として電話番号（固定電話。設置していない場合は携帯電話）を記載すること。訂正した場合は、訂正箇所近くの余白に訂正した者の氏名をフルネームで記載すること。なお、訂正した者が当初記載され

た担当者と異なる場合は、記載欄の担当者欄に、訂正した者の氏名をフルネームで追記すること。  
また、押印の有無にかかわらず、いずれの方法であっても金額の訂正は認めない。

高松市ホームページ：[押印の義務付け廃止に伴う入札書等の取扱いについて](#)

- (7) 入札参加資格者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の規定に抵触する行為をしないこと。
- (8) 契約保証金 次の定めるところによる、
- ア 落札者は、契約の締結時に、契約金額の100分の10に相当する額以上の契約保証金を納付し、又はこれに代わるべき担保（高松市契約規則第23条において準用する同規則第8条第2項）を提供しなければならない。ただし、契約保証金の全部又は一部を免除された場合は、この限りでない。
- イ 契約保証金には利子を付さないものとする。
- ウ 落札者が契約上の義務を履行しないときは、契約保証金又はその納付に代えて提供した担保は、市に帰属する。
- (9) 正当な理由なく、職員の指示を守らなかった場合は、その指名を取り消すものとする。
- (10) 落札後、5日以内に免税事業者届出書が提出された場合は免税事業者として取扱い、期限までに提出のない場合は課税事業者として取り扱うものとする。
- (11) 契約の締結については、高松市契約規則第20条に定めるところによる。したがって、落札者は、落札決定後10日以内に、契約書を持参又は郵送により提出しなければならない。
- (12) 市長は、緊急やむを得ない理由により、入札を行うことができないと認めるときは、本入札を停止し、中止し、又は取り消すことができる。この場合において、本入札参加者及び参加申請者が損害を受けることがあっても、市長は、その責めを負わない。

#### 【高松市指名停止等措置要綱別表第26号の運用基準】

平成24年6月1日から、高松市指名停止等措置要綱の別表の措置要件第26号にある「業務に関し不正又は不誠実な行為」について、これに該当する行為を例示する告示を下記のとおり定め公表しています、御留意ください。

##### 高松市指名停止等措置要綱別表第26号を適用し指名停止をする場合の運用基準(抄)

- 1 要綱別表第26号の「不正又は不誠実な行為」とは、中央公共工事契約制度運用連絡協議会による「工事請負契約に係る指名停止等の措置要領中央公共工事契約制度運用連絡協議会モデルの運用申合せ」の例によるもののほか、有資格業者である個人又は有資格業者の役員若しくは使用人の、その業務に関する次に掲げる行為その他の著しく信頼関係を損なう行為をいう。
- (1) 予定価格、最低制限価格等の秘密情報の提供を要求する行為等入札の公正を害すべき行為
  - (2) 入札に参加するに際し担当職員の指示に従わない等入札の秩序を乱す行為
  - (3) 監督又は検査の実施に当たり市職員の職務執行を妨げる行為
  - (4) 市職員に対する脅迫的な言動又は暴力的な行為
  - (5) 執拗な抗議等を行い、市職員の執務を妨害する行為
  - (6) 暴力団等から不当要求行為を受けた場合の報告義務違反
  - (7) 市職員による経理上の不正又は不当な行為への関与

#### 【不当要求行為排除について】

市では、受託者（市との契約の相手方）が暴力団等から不当要求行為を受けた場合や当該不当要求行為による被害を受けた場合の、市への報告と所轄警察署への届出等を契約書において受託者の遵守事項として定め、市が発注する物品の買入れ等からの暴力団等の排除対策の強化を進めています。詳しくは、契約監理課ホームページを御参照ください。

#### 【周知事項】

売買、賃借、請負その他の契約を市との間で締結し専ら当該契約に係る業務、事務等の履行中において、法令等に反する事実が生じ、又は生じるおそれがあると思料するときは、市の内部公益通報制度に

より通報することができます。(同制度における通報方法：電子メール又は書面を高松市公正職務審査会に提出(原則として提出者の氏名を明らかにする必要があります。))

⇒ メールアドレス：naibu.tuho.shinsakai@nifty.com

書面提出の場合の宛先：総務局コンプライアンス推進課内高松市公正職務審査会

### 【適正な労働条件の確保】

労働関係法規を遵守及び適正な労働条件の確保に関しては、次によること。

- (1) 所定労働時間については、労働基準法に基づき、工事の施工や業務の実施に当たっては、就労の実態を踏まえ、完全週休2日制の導入や1日の労働時間を縮減する等、法定労働時間の週40時間(特別措置の適用を受ける事業にあつては、週44時間)を遵守すること。また、時間外、休日及び深夜(午後10時から翌日の午前5時まで)に、労働させた場合においては、同法に定める率の割増賃金を支払うこと。
- (2) 雇入れの日から起算して6か月間継続勤務し、全労働の8割以上出勤した労働者に対して、最低10日の年次有給休暇を付与すること。いわゆるパートタイマー労働者についても、所定労働日数に応じて年次有給休暇を付与すること。
- (3) 労働者の雇入れに当たっては、賃金、労働時間その他の労働条件を明示した書面を交付すること。
- (4) 賃金は毎月1回以上、一定の期日にその全額を直接、労働者に支払うこと。支払の遅延等の事態が起こらないよう十分配慮すること。賃金については、最低賃金法の定めるところにより最低賃金額以上の額を支払うこと。
- (5) 労働保険はもとより、労働者の福祉の増進のため健康保険及び厚生年金保険は法令に従い加入すること。なお、健康保険及び厚生年金保険の適用を受けない労働者に対しても、国民健康保険及び国民年金に加入するよう指導すること。
- (6) (1)から(5)までに定めるもののほか、労働基準法、労働安全衛生法ほか労働関係法規を遵守すること。

### 【関係規程】

以上で引用している市の規則、要綱及びマニュアル並びに市の内部公益通報制度について定めた「高松市職員の倫理及び公正な職務の執行の確保に関する条例」と同条例の施行規則(いずれも総務局コンプライアンス推進課所管)は、契約監理課ホームページに掲載しています。

以上

## 入札参加者の心得

### 入札

- 1 入札参加資格者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の規定に抵触する行為を行ってはなりません。
- 2 高松市期間入札試行要領と期間入札（試行）に関する留意事項を熟読の上、入札書を提出してください。
- 3 入札参加者又は当該入札参加者の代理人は、他の入札参加者を代理することができません。
- 4 代理人が入札しようとするときは、入札書を入れた封筒に委任状を同封しなければなりません。
- 5 入札書は市指定様式によるものとし、これに入札年月日、入札参加資格者の氏名（委任を受けた者にあつては、受任者の氏名も併記してください。）、件名、入札金額等を記入し、「期間入札（試行）に関する留意事項」に従って、封書にし、提出してください。  
なお、入札書の押印の義務付けを廃止したことから、押印に代えて責任者等の氏名及び連絡先の記載を可とします。責任者等の氏名及び連絡先を記載する場合は、責任者（事務を担当する部門の長）の氏名及び担当者（事務を担当する部門の者）の氏名をフルネームで記載し、更に連絡先として電話番号（固定電話。設置していない場合は携帯電話）を記載してください。
- 6 入札情報の【注意事項】（5）により、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に、当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額をもって契約金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札金額として入札書に記載してください。記載事項を訂正するときは、押印した入札書の場合は、誤字に二重線を引き、その部分に押印するとともに、上部に正書してください。押印に代えて責任者等を記載した入札書の場合は、誤字に二重線を引き、上部に正書し、当該箇所近くの余白に訂正した者の氏名をフルネームで記載（訂正した者が当初記載された担当者と異なる場合は、担当者欄に訂正した者の氏名をフルネームで追記してください。）してください。ただし、いずれの方法であっても、金額の訂正は認められません。
- 7 提出した入札書は、引換え、書換え又は撤回をすることができません。ただし、入札書提出後の辞退については、高松市期間入札試行要領と期間入札（試行）に関する留意事項に定めるところによります。
- 8 入札書を提出した者は、地方自治法施行令第167条の11第1項において準用する同令第167条の4第1項各号のいずれにも該当しないことを誓約したものとみなします。
- 9 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とします。
  - （1）入札参加資格のない者のした入札
  - （2）連合その他の不正な行為によってなされたと認められるもの
  - （3）委任状が入札書封筒に同封されずに提出されたもの
  - （4）委任状の提出がない代理人のしたもの
  - （5）同一の入札について2以上の入札書を提出したもの
  - （6）入札書の金額、氏名若しくは印影又は重要な文字が誤脱し、又は不明であるもの（押印のない入札書の場合は、責任者等の氏名及び連絡先の記載がないもの）
  - （7）金額を訂正したもの
  - （8）鉛筆等の安易に訂正可能な筆記用具で記載したもの
  - （9）高松市期間入札試行要領第9条第1項各号（期間入札（試行）に関する留意事項の9と同一内容）に該当するもの
  - （10）市指定様式以外の入札書を使用したもの
  - （11）前各号に掲げるもののほか、市長が特に指定した事項に違反したもの

### 開札

- 1 令和8年6月26日午前10時00分から行います。各入札者の入札金額が予定価格の制限の範囲内でないときは、次に定めるところにより、再度の入札を行います。この場合、初回の入札において無効の入札をした者又は失格となった者は、再度の入札に参加することができません。
- 2 入札執行回数の限度は、初回の入札及び再度の入札を合せて2回とします。
- 3 再度の入札をする場合において、初回の開札の結果発表した最低入札金額以上の金額で入札した者は、失格とします。
- 4 落札者が決定した場合は、速やかに、落札者に連絡します。落札者は、予定価格の制限の範囲内で、最低の価格をもって入札した者としてします。  
また、入札結果は、速やかに、生活福祉第一課のホームページで公表します。また、生活福祉第一課の窓口で、高松市一般競争入札及び指名競争入札の結果の公表に関する要綱（昭和57年6月1日施行）の基づく閲覧に供するものとします。
- 5 落札となるべき同価格の入札者が2人以上あるときには、直ちに、くじにより落札者を決定します（くじの辞退はできません）。
- 6 落札業者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか、免税事業者であるかの確認が必要です。別途指示する期限までに免税事業者届出書が提出された場合は免税事業者として取り扱い、期限までに提出のない場合は課税事業者として取り扱います。

### 入札の停止、中止及び取消し

- 1 緊急やむを得ない理由により、入札を行うことができないと認めるときは、入札を停止し、中止し、又は取り消すことがあります。